

職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県規則第六号

職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

**第一条** 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「政策統括官」を削る。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

(奈良県庁舎管理規則の一部改正)

**第二条** 奈良県庁舎管理規則(昭和四十四年六月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中	
文化・教育・くらし創造部長室	文化・教育・くらし創造部企画管理
政策統括官(大和平野中央構想・スタートアップ推進、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備等担当)室	大和平野中央構想・スタートアップ課長

室長	推進
文化・教育・くらし創造部長室	文化・教育・くらし創造部長室
文化・教育・くらし創造部企画管	文化・教育・くらし創造部長室

理室長  
に、

県土マネジメント部長室	県土マネジメント部企画管理
政策統括官（まちづくりプロジェクト推進、リニア推進・地域交通対策、大規模広域防災拠点整備担当）室	まちづくりプロジェクト推進

室長  
課長

を  
県土マネジメント部長室  
県土マネジメント部企画管

理室長  
に改める。

（奈良県会計規則の一部改正）

**第三条** 奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第一号中「政策統括官、」を削る。

**附 則**

この規則は、令和五年七月十日から施行する。